

# 市民向け 津山市ロゴ利用マニュアル

暮らし、  
ほんもの。



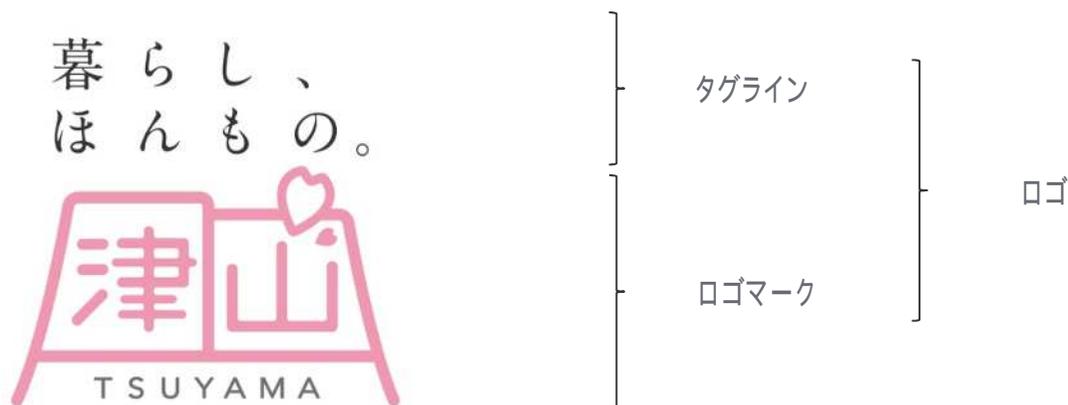
岡山県津山市  
平成28年3月

## 目次

はじめに	p.3
申請について	p.4
デザインについて	p.5-8
注意事項など	p.9-10

# はじめに

このマニュアルは、津山市ロゴ（平成27年11月制作、以下「ロゴ」という）について、「津山市ロゴ利用に関する要綱」に基づき、著作権を有する津山市以外の個人・団体がロゴを利用するにあたり、必要な事項を記します。



このロゴは、津山というまちの過去と現在、そして未来を示すものです。その重要性を理解し、大切に扱ってください。

ロゴは、「ロゴマーク」と「タグライン」によって構成されています。必ず一体のロゴとして利用してください。

## タグライン

津山には、1300年にわたる歴史や、豊かな自然など、多くの“ほんもの”があります。

「暮らし、ほんもの。」というこのタグラインは、“ほんもの”を身近に感じながら、観光はもちろん、充実した暮らしを送ることのできる津山のイメージを伝えるものです。いま津山に暮らしている人、これから津山に住まうことになる人、そのすべての人たちが、夢や希望、想いを実現させ、“ほんもの”の暮らしができるまちである、という確固たる意思を表現しています。

## ロゴマーク

津山城を中心とした歴史と文化の象徴として「石垣」をモチーフとしました。

津山で暮らす人々の夢や希望、想いが開花する様を、柔らかいピンクの色合いと桜の花びらによって表現しています。また、ハート型にも見える花びらは、人々を惹きつける津山の愛らしさや優しさを表しています。

# 申請について

ロゴを利用する場合には、必ず、以下に示す所定の手続きに従って申請し、利用前に許諾を得てください。  
たとえ個人で楽しむためであっても例外ではありません。ただし、報道などを目的とした利用の場合は除きます。

## 必要書類をご用意ください。

- 1) 利用申請書+津山市ロゴ利用に係る暴力団排除に関する誓約書  
津山市公式ホームページからダウンロードして記入・押印してください。
- 2) ロゴを利用する商品の見本、または利用状況が確認できる画像や書類
- 3) ロゴを利用する法人や団体等の事業内容がわかるパンフレットやプロフィール等（申請者が一般個人の場合は除きます）  
食品に利用する場合には、加えて以下の書類も必要です。
- 4) 製造もしくは販売に関する保健所の営業許可証（写）。あるいは、県内各店舗ごとの業務開始報告書（写）
- 5) 製造、または販売する店舗一覧（書式自由）

## 上記書類を津山市役所へ持参、または郵送してください（提出先・問い合わせ先）。

〒708-8501岡山県津山市山北520  
津山市総合企画部秘書広報室（秘書）  
電話 0868-32-2026（直通） ファックス 0868-24-2944  
eメール [hisho@city.tsuyama.okayama.jp](mailto:hisho@city.tsuyama.okayama.jp)

## 書類などに基づき審査を行います。

ロゴを利用するに相応しい内容であるかを審査します。  
審査期間は通常1ヶ月。食品など特殊な場合には、審査期間が長くなる場合があります。

## 書面をもって審査結果を通知します。

条件などを付す場合があります。また不許諾の場合には、その理由を明記します。

「デザインについて」のルールに従ってロゴを利用してください。

製作した現物（無理な場合には写真等）を津山市へ持参、または郵送してください。

# デザインについて-1

## 利用する色

利用できるのは以下の3パターンのみです。



### 基本色

タグライン

C:0 M:0 Y:0 K:90

ロゴマーク

C:0 M:49 Y:8 K:0

TSUYAMA

C:0 M:0 Y:0 K:70



### モノクロ

K:100



### 白ヌキ

## デザインについて-2

### ②ロゴの大きさ

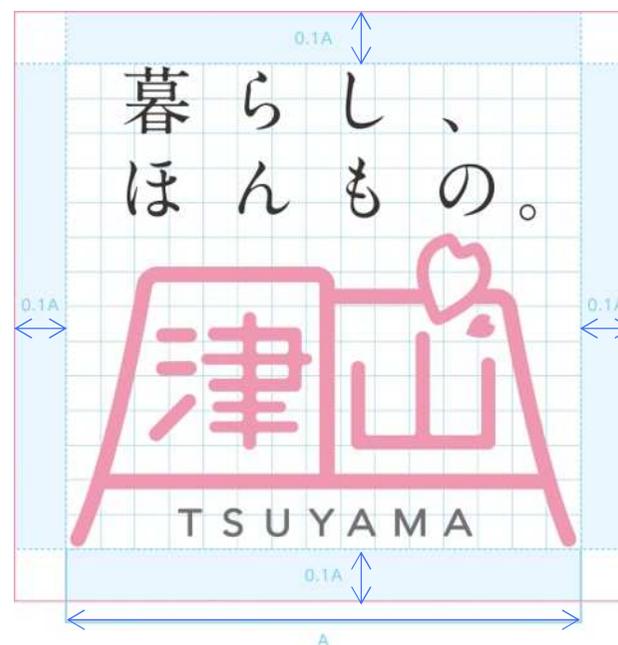
ロゴのサイズを、左右の幅が20mmよりも大きくなるように利用してください。



幅20mm

### ロゴの周囲のスペース

ロゴの周囲には、文字など、ほかの要素を置けないスペースがあります。左図のように、ロゴの左右の幅をAとした場合、必ず、上下左右に0.1A以上のスペースを確保してください。



## デザインについて-3

### 禁止事項(1)

以下のことは特に禁止します。十分に注意してください。



タグラインを外すことはできません。



一方向に縮小拡大するなど変形することはできません。



ロゴマークのみを拡大縮小するなど、タグラインとロゴマークとの比率を変更することはできません。



ロゴマークと同じような色や濃い色、模様があるなど、ロゴが見えにくい背景では利用できません。詳しくはご相談ください。



## デザインについて-3

### 禁止事項（2）

以下のことは特に禁止します。十分に注意してください。



社名と一体化させるなど、ロゴとは別の文字を加えたり重ねたりすることはできません。



ロゴは平面で表現してください。  
立体的な表現はできません。



ロゴが周囲の形状の影響を受けて、違うデザインとして認識されないよう、次の点に注意し、**ロゴの独立性を確保してください。**

・ロゴを、ハート型や円形、星型など別の図形で囲む、あるいは別の図形に配置することは推奨されません。別の図形に配置する以外の方法がない場合には、その図形との間に**所定の余白（P6）以上に十分な余白をとってロゴの独立性を確保**してください。上記A・B・Cのような使い方はできません。

・図形を、ロゴに近接して表現する場合には**所定の余白以上に十分な余白をとってロゴの独立性を確保**してください。上記Dのような使い方はできません。

・ロゴそのものを商品化することはできません。したがって、十分な余白をとってロゴを配置してください。

津山市が別の図形の影響があると判断した場合、**ロゴの大きさやレイアウト等についての変更を利用許諾の条件とする**場合があります。

詳しくは、ご相談ください。

# 注意事項など-1

## 利用するにあたって

- 1) ロゴの利用許諾は、市による「お墨付き」「御用達」など、製品の優位性を認めるものではありません。消費者の誤認を誘引することのないようご注意ください。
- 2) ロゴの利用許諾は、利用について何らかの権利の発生を意味するものではありません。他者の利用を妨げることがないことはもちろん、譲渡、売買することもできません。
- 3) ロゴを利用することによって利用者及びその関係者に損害が生じた場合でも、津山市は一切の責任を負いませんので、利用者が当事者として適切に対処してください。また、利用者が原因でロゴに問題が生じた場合には、速やかに問題の解決を図ってください。問題の解決が進まない場合には、津山市として法的措置をとることがあります。

## 利用申請を許諾しない場合

- 1) 法令及び公序良俗に反する場合
- 2) 市の信用又は品位を害する場合
- 3) 第三者の利益を害する場合
- 4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがある場合
- 5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者が利用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- 6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が利用する場合
- 7) ロゴの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがある場合
- 8) ロゴのイメージを損なうおそれがある場合
- 9) ロゴを変形・改変している場合
- 10) ロゴそのものを商品化する場合
- 11) 前各号に掲げるものほか、ロゴの利用が適当でない場合

## 注意事項など-2

### 許諾の取り消しについて

- 1) 利用許諾を与えた場合でも、申請内容に不備や虚偽を認めるときには、許諾を取り消すことがあります。
- 2) 無断で利用内容を変更した場合、変更後の利用が許諾できる範囲内であったとしても、許諾を取り消すことがありますので、十分に注意してください。
- 3) 先に挙げた「利用申請を許諾しない場合」の各項目に当たる内容が判明した場合には、許諾を取り消します。

利用許諾が取り消された場合は、速やかにロゴの利用を中止してください。  
なお、その際に生じる損害について、津山市は一切の責任を負いません。  
また、一定の期間、再度の利用申請を禁止することもあります。

### 利用内容を変更する場合

- 1) 利用する期間、製品、販売場所などを変更する場合には、利用変更申請書（ホームページでダウンロード）を津山市に提出してください。
- 2) ロゴの大きさや色のパターンを変更する場合も利用変更申請書が必要です。
- 3) 審査期間は、変更の程度によって異なります。